

騒音規制法・振動規制法に規定する特定建設作業の種類及び規制基準

建設作業の種類		杭打機、杭抜機又は杭打杭抜機を使用する作業	びょう打機を使用する作業	削岩機、ブレイカーを使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	舗装版破砕機を使用する作業	バックホウを使用する作業	トラクターショベルを使用する作業	ブルドーザーを使用する作業
騒音の基準が適用される作業		杭打機（もんけんを除く）杭抜機又は杭打杭抜機（圧入式杭打杭抜機を除く）を使用する作業（杭打機をアースオーガーと併用する作業を除く）	びょう打機を使用する作業	削岩機を使用する作業（※）	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く）	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のもの）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）			バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る）を使用する作業	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る）を使用する作業	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る）を使用する作業
敷地境界における基準値（dB）		85	85	85	85	85			85	85	85
振動の基準が適用される作業		杭打機（もんけん及び圧入式杭打機を除く）杭抜機（油圧式杭抜機を除く）又は杭打杭抜機（圧入式杭打杭抜機を除く）を使用する作業		ブレイカー（手持式のものを除く）を使用する作業			鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	舗装版破砕機を使用する作業（※）			
敷地境界における基準値（dB）		75		75			75	75			
作業時間	1号区域	午前7時～午後7時									
	2号区域	午前6時～午後10時									
1日における延べ作業時間	1号区域	10時間以内									
	2号区域	14時間以内									
同一場所における連続作業日数	1号区域	6日以内									
	2号区域	6日以内									
日曜・休日における作業		禁止									

注1. (※) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

2. (1) 1号区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域
(2) 2号区域 工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域